

事務取扱について

○社会教育法

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

○安曇野市公民館条例

(職員)

第5条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

※自治用語辞典（ぎょうせい）より

任用制度における発令上の用語であり、通常、職員が欠け又は長期出張の場合、その職に属する職級と同等以上の職級の職にある職員に、当該職の職務を、正式任用によって当該欠員が補充され又は出張期間が終わるまでの間、かりにつかさどらせる場合の呼称として用いられる。その意味で、事務取扱は正規の職の名称ではなく、従ってまた、事務取扱の発令を受けた職員は、当該事務を事実上処理する責務を与えられたのにとどまるものであって、事務取扱の発令によりその本来の職を失うものでない限り、降任にあたるものでないことはいうまでもない。

※広辞苑（岩波書店）

役職者が不在またはその職務を果たすことができないとき、代わって行うこと。また、その人。

※新明解国語辞典（三省堂）

官庁などの組織体で、「長」と名の付く役職の人の欠員を正規の手続きによって補充することができない事情に在る時、臨時に、その職務の代行をするように命じられること。また、その役職者。

公民館長の身分取扱について

昭和30年6月22日

山形県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答

照 会

- 3 公民館長が欠けたときの代理者を予め定めておく場合館長が予め運営審議会の意見をきいて定めてある公民館規約内に「館長の行う職務を行わせる」意味での代行者を規定することは館長の権限外の事項と考え、あくまで、館長任命の手続を踏襲して教育委員会において任命又は委（託）嘱辞令を交付すべきものであると解すべきでしょうか。

回 答

3について

設問の趣旨が明らかではないが、公立の公民館長の職務を他の職員に代理せしめるには、法律に特別の定があることを要するから、設問中のいずれの方法をもってもそのようなことを行うことはできない。

なお、公民館長が欠け、適当な後任者を即時選任することが困難な場合において、他の職員に臨時に公民館長事務取扱を命ずることは、行政上の慣習に基いて行われるやむをえない措置であるが、このような措置の場合にあつては、当然には教育委員会が通常の手続により行うべきものである。

但し、この場合には、社会教育法第28条第2項の規定の適用はないものと解する。

社会教育法第 28 条

一般職を含む